

県内産資材登録制度に関するよくあるご質問

No.	質問	回答
1	当該データベースをもって県内産資材の有無の確認ができるのか？	要領7. 「情報公表」に明記しているとおり、徳島県土木工事共通仕様書第2編材料編第3節2-1-3-1における確認資料に代わるものではありません。
2	当該データベースに記載のある資材について、品質証明書類が省略できるのか？	要領8. 「県の免責」に明記しているとおり、登録した製品や登録者に対し、その品質を保証したり、推薦、推奨するものではありません。材料使用承諾時に、品質証明書類等を提出してください。
3	データベース公表後に登録情報の誤りが発覚した。	誤った情報を含む資材の登録削除の申込に併せて、修正した登録情報を新規登録として申込してください。
4	登録した情報は更新が必要か？	更新は必要ないが、製造を中止した時点で要領6. 「登録削除」に基づき、登録削除を申請してください。
5	商社として県内産資材を取り扱っているが、製造者から委託を受けて登録申込してもよろしいか？	要領4. 「登録条件」に明記しているとおり、県内産資材を製造する事業者に自らの責をもって登録申込いただいております。
6	社印を押印した書類は必要ないのか？	要領5. 「登録申込方法」に記載している受領確認の電話等で押印を省略する。
7	メールの容量が5MBを超える場合、どうすればよいか？	メールサーバーの仕様により、受信できない可能性があるため、事前に電話連絡してください。
8	データベースに登録条件を満たさない資材が掲載されている。	登録情報は、製造者からの申込内容の審査や聞き取りに基づきデータベースに掲載しているため、県内産資材として認定したものではありません。なお、要領9. 「登録の抹消」に該当する資材の登録が発覚すれば、抹消します。
9	データベースに掲載されている資材の使用を監督員から承諾してもらえなかった。	当データベースは登録した製品に対し、その品質を保証するものではありません。設計図書に示す仕様との適合性は利用者が確認のうえ、監督員に材料使用承諾願を提出してください。

県内産資材登録制度に関するよくあるご質問

No.	質問	回答
10	<p>県内産資材として認定及び品質証明された資材のみを掲載したデータベースでなければ利用しにくい。</p>	<p>当データベースは県内産資材の製造加工業の活性化や公共工事における資材調達の参考に資することを目的としております。</p> <p>県内産資材の条件を満たしている資材であるか否かは、各製造者の状況に左右されることがあるため、都度確認願います。品質については個別に設計図書と照査する必要があるものと考えます。</p>